

台風への対応方針について

1. 方針を定めた経緯

令和元年9月に台風15号が襲来し、千葉県南部をはじめ、本市においても大きな被害が発生しました。

台風への備えについては、地域防災計画に定められているところですが、その際の本市の対応、他自治体の状況などを踏まえ、より具体的な台風への対応方針を定めました。

2. 方針の運用について

令和元年10月に発生した台風19号に対しては、基本的にこの方針に基づき対応しました。なお、この方針は随時、見直していきます。

3. 方針の内容

(1) 風雨が強まる(台風接近)前の段階

① 自主避難者用施設の準備

風雨が強くなる数時間前に、行政センター併設のコミセンを自主避難者用施設として開設します。開設の時期は、市民が夜道を通って施設に向かうことがないように、極力、昼間の時間帯とします。

それ以前の数日間に雨が継続して降り続けている、台風が猛烈な勢力であるなどの場合、上記以外のコミセンとそれ以外の施設の開設も検討します。

② 避難準備情報の発表

上記①の準備が整い次第「避難準備情報(高齢者避難開始)(レベル3)」を発表します。

伝達方法は、NHKデータ放送、防災メール、テレフォンガイド、ツイッター、ホームページのほか、注意喚起も含め市内全域の防災行政無線を使用します。

③ 市主催行事等の中止の検討

天候の見込み、交通機関の運行情報などを踏まえ、できるだけ事前に検討・決定し、中止とした場合には、ホームページやツイッターを用いるほか、該当者には極力、個別連絡することとします。

④市立学校（園）の休校について

市立学校（園）においては、午前6時（定時制課程は午後2時）の段階で「特別警報」又は「暴風警報」が発表継続中の場合休校になります。また、各学校（園）には事前に台風に対する注意喚起を教育委員会からFAXで連絡します。

（2）台風接近の段階

①避難勧告・避難指示の発令

台風によって人命が脅かされるのは、「高潮」「河川の洪水」「土砂崩れや倒木」といったことによるものです。

このうち、「高潮」「河川の洪水」はかなりの精度で予測できるので、気象台などと連携し、該当の地区にはなるべく早く避難勧告、状況によっては避難指示を発令します。

「土砂崩れや倒木」については、精度の高い予測は困難なので、濁り水が出ていているなどの前兆現象の把握などを契機として、該当地区に避難勧告、状況によっては避難指示を発令します。

伝達方法は、NHKデータ放送、防災メール、テレフォンガイド、ツイッター、ホームページのほか、該当の世帯に伝達漏れがないように、広報車の巡回、戸別訪問なども行います。

②道路対策

市民生活への影響を抑えるほか、緊急車両の通行確保のため、倒木や土砂崩れなどによって道路に被害があった場合、災害緊急協力事業者の方々と連携し、道路の重要度による優先順位を定め、順次復旧させるように取り組みます。また、高潮や土砂崩れなどの危険がある場合には、通行止めの措置をとります。道路の通行障害、通行止めの情報の伝達方法は、ホームページやツイッターを用います。

③災害廃棄物対策

台風通過後に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の設置に向け、あらかじめリストアップしてある候補地から具体的に選定していきます。

（3）停電対応

①停電情報の把握と情報発信

台風が接近するよりも前の段階で、市と東京電力相互で連絡先・連絡方法を確認します。

実際に停電が発生した際の停電情報の把握については、上記により事前に確認した連絡方法により、早期に正確な情報把握に努めます。

情報発信については、「復旧の目途が立っていないのか」「目途は立っているが発信されていないのか」の区別がつくように、目途が立っていない場合でも「復旧の見込みは不明」である旨を定期的に発信することとします。

また、停電時には、固定電話、ルーターやモデムを経由するインターネットなどが使用できない可能性が高く、情報入手手段が限られることから、上記の情報発信については、多様な手段を用います。併せて、地域で情報共有が図れるように、町内会長さんや民生委員さんなどに適切に情報提供していきます。

②復旧作業支援

停電の復旧作業は基本的に東京電力が行いますが、大規模な倒木や土砂崩れ、建物倒壊が原因の停電で、それらの除去が東京電力の対応能力を超える場合には、地元事業者への協力依頼や自衛隊の派遣要請などを行い、迅速な復旧作業への支援を行います。

③停電用避難施設の開設

天候の状況によって、熱中症対策、または防寒対策が必要な場合には、自家発電機と扇風機やストーブを活用しての停電用避難施設を開設します。

開設する施設は、行政センター併設のコミセンを基本にしますが、停電地域の多寡によって、臨機応変に判断します。

停電用避難施設の開設情報は、上記①の停電情報と併せて発信します。

④停電の早期復旧が必要な施設の情報提供

停電している地域の中で、病院や入所系福祉施設、ライフライン施設や避難所など、停電を早期に復旧させる必要がある施設を把握し、東京電力に対して情報提供を行い、早期の復旧を図ります。